

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

第5173号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和55年7月22日 火曜日

## 目次

- ◇ 告 示 昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算  
昭和五十五年度鳥取県一般会計補正予算  
昭和五十五年産米穀の政府に売り渡すべき時期の決定  
土地改良事業計画の適否の決定  
解除予定の保安林(三件)  
指定水防管理団体の指定
- ◇ 企業告示 収納取扱金融機関の指定の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九十八号

昭和五十五年三月三十一日専決処分した昭和五十四年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭五十四年五月二十二日

農林部 林 農 三

### 昭和54年度鳥取県一般会計補正予算

昭和54年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,983,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### (地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税	1 県 民 税	25,193,552 千円	261,390 千円	25,454,942 千円
	2 事 業 税	5,784,402	218,227	6,002,629
	3 不動産取得税	1,077,651	15,131	1,092,782
	4 県たばこ消費税	1,056,324	12,861	1,069,185

2 地 方 議 税	5 娯楽施設利用税	259,240	2,700	261,940
	6 料理飲食等消費税	2,649,500	△ 23,344	2,626,156
	7 自動車税	3,983,828	1,300	3,985,128
	11 軽油引取税	2,626,375	△ 13,596	2,612,779
		1,908,911	98,497	2,007,408
	1 地方道路譲与税	1,751,925	86,162	1,838,087
	2 石油ガス譲与税	156,474	11,065	167,539
	3 航空機燃料譲与税	512	1,270	1,782
	3 地方交付税	58,815,814	203,113	59,018,927
	1 地方交付税	58,815,814	203,113	59,018,927
	13 県 債	23,918,833	737,000	24,655,833
1 県 債	23,918,833	737,000	24,655,833	
歳 入 合 計	212,683,524	1,300,000	213,983,524	
歳 出				
款 項	補正前の額	補 正 額	計	

第2表 地方債補正

2 総 務 費	千円		千円		千円	
	12,541,988	1,300,000	13,841,988			
	1 総務管理費	8,942,734	1,300,000	10,242,734		
歳 出 合 計		212,683,524	1,300,000	213,983,524		
起債の目的	補 正 前		補 正 後			
	限度額 千円	起債の 方利率の 法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設費	150,000	%	141,000		%	
道路新設改良費	1,790,000		1,742,000			
橋りょう新設改良費	170,000		162,000			
道路維持費	106,000		361,000			
下水道費	368,000		375,000			
河川改良費	3,317,000		3,448,000			
中小企業振興費	406,000		334,000			
公営住宅建設事業費	1,026,000		1,020,000			
海岸保全費	128,000		134,000			



昭和55年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,873,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計	
			千円	千円	千円	
7	国庫支出金		76,251,842	168,173	76,420,015	
		3	委 託 金	919,246	168,173	1,087,419
		合 計	217,705,000	168,173	217,873,173	

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	10,864,653	168,173	11,032,826

歳 出	合 計	5 選 挙 費	168,173	364,999
	217,705,000			
			168,173	217,873,173

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
天神川流域下水道事業倉吉幹線管きよ布設工事(2工区及び4工区)	昭和55年度から昭和57年度まで		2,730,000 千円

変 更

補 正 前	補 正 後	補 正	
		期 間	限 度 額
漁業用燃油対策特別資金利子補給	昭和55年度から昭和58年度まで	昭和55年度から昭和58年度まで	千円 融資総額500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5.5/100に相当する金額
漁業用燃油対策特別資金利子補給	昭和55年度から昭和58年度まで	昭和55年度から昭和58年度まで	千円 融資総額500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5.5/100に相当する金額

鳥取県告示第六四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和五十五年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和五十

六年五月三十日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百一号

昭和五十五年四月二十三日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(天神野地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年七月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字條谷山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町佐木谷字打道山七七〇の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第六百四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字三ヶ月九〇七、九〇九、九〇九の一、九一〇の二七から九一〇の二九まで、九一一、九一三から九一五まで、九一五の二、九一五の三、九一六、九一八、九二〇から九二二まで（以上十七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四条の規定に基づき、次の水防管理団体を水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体に指定する。

昭和二十七年十二月鳥取県告示第五百七十六号（指定水防管理団体の指定について）は、廃止する。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

水防管理団体の名称

管理者

鳥取市	鳥取市長
倉吉市	倉吉市長
米子市	米子市長
国府町	国府町長
福部村	福部村長
河原町	河原町長
用瀬町	用瀬町長
智頭町	智頭町長
関金町	関金町長
西伯町	西伯町長
会見町	会見町長

企 業 告 示

岸 本 町  
日 野 町  
溝 口 町

岸 本 町 長  
日 野 町 長  
溝 口 町 長

鳥取県企業告示第一号

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号(収納取扱金融機関の指定につ  
いて)の一部を次のように改正し、昭和五十五年七月二十三日から施行す  
る。

昭和五十五年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

米子東支店

米子市中島

を

米子東  
三柳

支店

米子市中島

支店

米子市西三柳

に改める。